

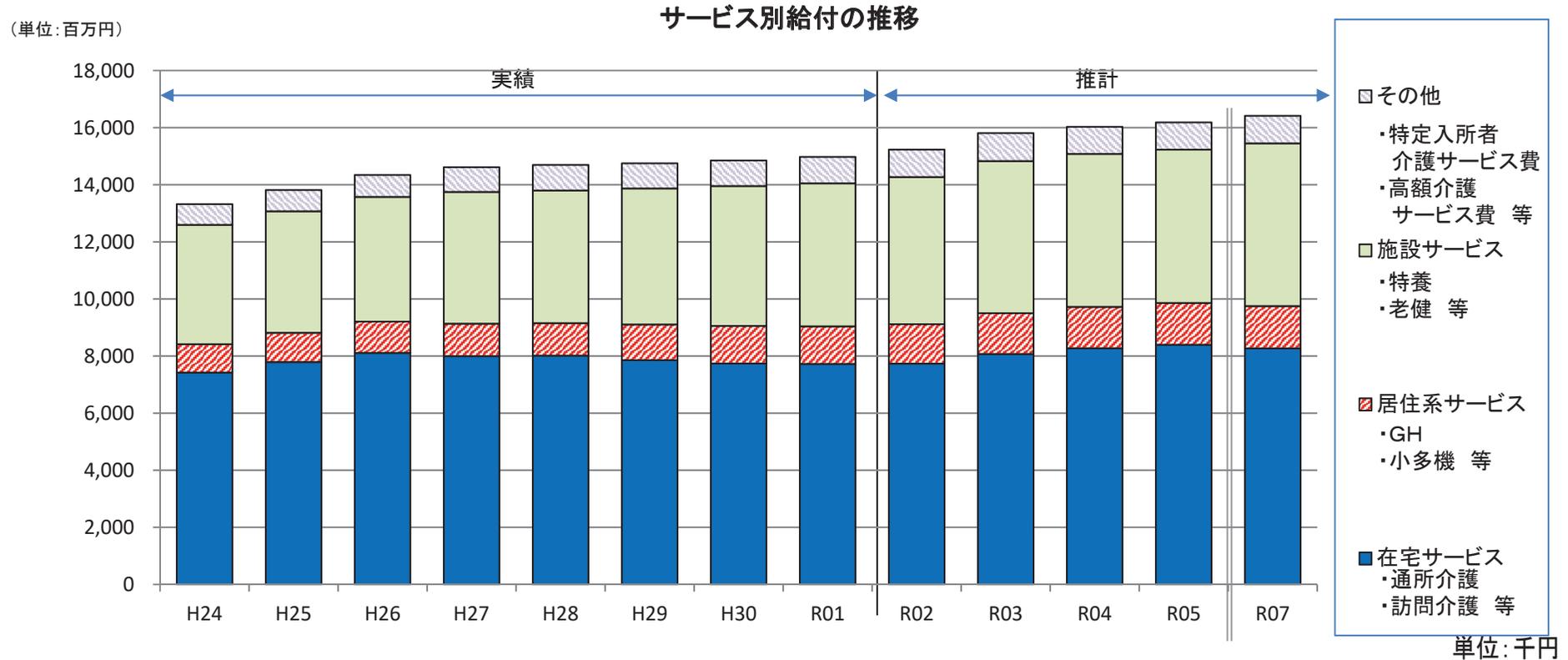
第8期介護保険事業計画の給付見込みと保険料（案）について

令和3年1月26日

健康福祉部長寿介護課

必要サービス見込量の推計

施設等の入所・入居者数、標準的な居宅サービスの受給者数を基に、第7期中のサービス種類ごとの受給率、一人当たりの日数・回数・支給額を参考に、必要なサービス量(給付費見込額)を推計しました。
第8期計画期間及び令和7年度の必要サービス量を、次のとおりに見込んでいます。



	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R07
在宅サービス	7,425,380	7,789,010	8,110,046	7,998,213	8,015,623	7,855,615	7,739,211	7,725,276	7,734,547	8,073,675	8,272,109	8,398,369	8,270,575
居住系サービス	991,162	1,025,004	1,094,149	1,134,711	1,136,775	1,249,470	1,317,829	1,315,575	1,383,588	1,428,993	1,448,422	1,460,814	1,482,530
施設サービス	4,180,001	4,257,985	4,370,382	4,612,713	4,645,547	4,767,161	4,895,293	5,007,353	5,150,933	5,325,755	5,359,061	5,370,856	5,696,549
その他	721,676	741,344	763,539	867,465	895,400	876,807	895,628	925,373	960,551	980,133	946,629	952,222	963,607
合計	13,318,219	13,813,342	14,338,116	14,613,102	14,693,346	14,749,053	14,847,961	14,973,577	15,229,619	15,808,556	16,026,221	16,182,261	16,413,261

※実績については、各年度末の値

【保険料基準額(見込額)の算定について】

令和3～5年度の標準給付費見込額	48,017,038千円	
〃 地域支援事業費	2,337,988千円	
合 計	50,355,026千円	(A)

① 第1号被保険者負担分相当額	11,581,656千円	保険料分 総費用額(A)の23%
② 調整交付金相当額	2,472,089千円	調整交付金ルール分 5%
③ 調整交付金見込額	3,362,042千円	調整交付金見込交付割合(見込) 6.80%

④ 財政安定化基金償還金	0千円	
⑤ 財政安定化基金拠出金見込額	0千円	(A) × 拠出率 (0.0%)
⑥ 市町村特別給付費等	335,000千円	総合事業に係る地域支援事業交付金交付上限超過分として

⑦ 介護給付費準備基金取崩見込額	600,000千円	
------------------	-----------	--

保険料収納必要額	10,426,703千円	① - (③ - ②) + ④ + ⑤ + ⑥ - ⑦
÷ 予定保険料収納率	98.76%	
÷ 補正後被保険者数	133,766人	令和3～5年度の被保険者数(*)
保険料基準額(年見込額)	78,960円	保険料基準額に対する弾力化をしなかった場合の 保険料年額(端数処理前 80,871円)

(*) 所得段階別加入割合による補正被保険者数

○参考 介護保険法(平成9年法律第123号)

第二百九条 市町村は、介護保険事業に要する費用(財政安定化基金拠出金の納付要する費用を含む。)に充てるため、保険料を徴収しなければならない。

2 前項の保険料は、第一号被保険者に対し、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定された保険料率により算定された保険料額によって課する。

3 前項の保険料率は、市町村介護保険事業計画に定める介護給付等対象サービス見込量等に基づいて算定した保険給付に要する費用の予想額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の予想額、第一百四十七条第一項第二号の規定による都道府県からの借入金の償還に要する費用の予定額並びに地域支援事業及び保健福祉事業に要する費用の予定額、第一号被保険者の所得の分布状況及びその見通し並びに国庫負担等の額等に照らし、おおむね三年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない。

第8期の介護保険料について

- 市町村は、3年を1期とする介護保険事業計画を策定し、3年ごとに介護保険料の見直しを行います。
- 保険料は、3年ごとに見直す事業計画に定めるサービス費用見込額等に基づき、3年間を通じて財政の均衡を保つように設定されます。(3年度を通じた同一の保険料)

第1期 ~ 第7期			第8期(令和3年度~令和5年度)				
事業運営期間		保険料(月額)			保険料(月額)		
		全国平均	県平均	鶴岡市			
H12年度	第1期			2,750円	前期からの伸び率 (+21.9%) (+24.0%) (+5.6%) (+22.6%) (+16.0%) (+5.4%)	○保険料上昇の要因 ・報酬改定 +0.67%(3カ年平均) ・施設整備等による保険料への影響 ・介護予防・日常生活支援総合事業の交付金交付上限額超え (本事業については、地域支援事業交付金(国・県)及び介護保険料により実施しているが、交付金交付の事業費上限額を超えると見込んでいることから、この超えた分については、第一号保険料から支出することとなる) ○保険料抑制の要因 ・財政調整交付金の交付割合の増加 (後期高齢者割合の全国平均値が減少、また市の所得段階別被保険者割合が全国平均値から離れることにより、交付割合が増加) ・介護給付費準備基金積立額の取崩し(7.5億円のうち6億円) 1.5億円については第9期介護保険料の上昇を抑制するため持越し ・特定入所者介護サービス費等の見直し(予定) ・高額介護サービス費激変緩和措置終了	
H13年度		2,911円	2,595円	3,353円			
H14年度		3,293円	3,107円	4,158円			
H15年度	第2期	4,090円	3,799円	4,392円			
H16年度		4,160円	3,902円	5,383円			
H17年度		4,972円	4,784円	6,242円			
H18年度	第3期	5,514円 (+10.9%)	5,644円 (+18.0%)	6,580円			
H19年度		5,869円 (+6.4%)	6,022円 (+6.7%)				
H20年度							
H21年度	第4期						
H22年度							
H23年度							
H24年度	第5期						
H25年度							
H26年度							
H27年度	第6期						
H28年度							
H29年度							
H30年度	第7期						
R01年度							
R02年度							
					6,580円 (第7期と同額) (±0%)		

※ 第1期及び2期保険料は、旧鶴岡市。

現時点における第8期介護保険料基準額の見込み

○第8期保険料基準額 月額 6,580円 (第7期と同額)

○第8期保険料における上昇要因 (月額ベース)

- ・報酬改定 3カ年平均 +0.67% 約 90円 増
- ・介護予防日常生活支援・総合事業の交付金交付上限額超えによる 約 210円 増

○第8期保険料における抑制要因 (月額ベース)

- ・7期期間中の準備基金積立額の取崩し(7.5億円のうち6億円) 約 370円 減
(1.5億円については第9期介護保険料の上昇を抑制するため持越し)
- ・調整交付金交付割合の増加(6.70%⇒6.80%見込み) 約 30円 減
- ・特定入所者介護サービス費等の見直し(予定) 約 40円 減
- ・高額介護サービス費激変緩和措置終了による 約 3円 減

○施設整備等による保険料への影響 (粗い試算)

- ・看護小規模多機能型居宅介護 計29名(令和4年度または5年度)
- ・介護医療院 計25床(令和3年度から5年度)
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 20床(令和2年度)
- ・認知症対応型共同生活介護 18床(令和2年度) 約 100円 増

第8期の保険料月額の内訳



第8期介護保険料の所得段階別設定について

負担能力に応じた保険料賦課の観点から、第6期から行っている保険料負担段階及び保険料率を継続する。

【所得段階別保険料見込額】

市民税の課税状況		第6期 (H27～29年度)					第7期 (H30～R2年度)					第8期 (R3～5年度)						
		段階	対象者	保険料率	年額	月額	段階	対象者	保険料率	年額	月額	段階	対象者	保険料率	年額	月額	増減 (月額)	人数 (R3)
世帯非課税	本人非課税	第1段階	生活保護か老齢福祉年金受給者	0.5 (0.45)	33,800	2,817	第1段階	生活保護か老齢福祉年金受給者	0.5 (0.3)	39,480 (23,690)	3,290 (1,974)	第1段階	生活保護か老齢福祉年金受給者	0.5 (0.3)	39,480 (23,690)	3,290 (1,974)	0	5,461
			判定所得金額が80万円以下					判定所得金額が80万円以下										
		第2段階	判定所得金額が120万円以下	0.65	48,700	4,058	第2段階	判定所得金額が120万円以下	0.65 (0.5)	51,320 (39,480)	4,277 (3,290)	第2段階	判定所得金額が120万円以下	0.65 (0.5)	51,320 (39,480)	4,277 (3,290)	0	3,381
		第3段階	第1～2段階以外	0.7	52,500	4,375	第3段階	第1～2段階以外	0.7	55,270	4,606	第3段階	第1～2段階以外	0.7	55,270	4,606	0	3,034
		第4段階	判定所得金額が80万円以下	0.9	67,400	5,617	第4段階	判定所得金額が80万円以下	0.9	71,060	5,922	第4段階	判定所得金額が80万円以下	0.9	71,060	5,922	0	6,545
世帯課税	本人課税	第5段階 (基準額)	上記以外	1	74,900	6,242	第5段階 (基準額)	上記以外	1	78,960	6,580	第5段階 (基準額)	上記以外	1	78,960	6,580	0	9,230
		第6段階	合計所得金額が125万円未満	1.25	93,700	7,808	第6段階	合計所得金額が125万円未満	1.25	98,700	8,225	第6段階	合計所得金額が125万円未満	1.25	98,700	8,225	0	7,628
		第7段階	合計所得金額が190万円未満	1.5	112,400	9,367	第7段階	合計所得金額が190万円未満	1.5	118,440	9,870	第7段階	合計所得金額が190万円未満	1.5	118,440	9,870	0	4,205
		第8段階	合計所得金額が290万円未満	1.75	131,100	10,925	第8段階	合計所得金額が290万円未満	1.75	138,180	11,515	第8段階	合計所得金額が290万円未満	1.75	138,180	11,515	0	2,124
		第9段階	合計所得金額が400万円未満	1.8	134,900	11,242	第9段階	合計所得金額が400万円未満	1.8	142,130	11,844	第9段階	合計所得金額が400万円未満	1.8	142,130	11,844	0	781
		第10段階	合計所得金額が700万円未満	1.85	138,600	11,550	第10段階	合計所得金額が700万円未満	1.85	146,080	12,173	第10段階	合計所得金額が700万円未満	1.85	146,080	12,173	0	563
		第11段階	合計所得金額が1,000万円未満	1.9	142,400	11,867	第11段階	合計所得金額が1,000万円未満	1.9	150,020	12,502	第11段階	合計所得金額が1,000万円未満	1.9	150,020	12,502	0	173
		第12段階	合計所得金額が1,000万円以上	1.95	146,100	12,175	第12段階	合計所得金額が1,000万円以上	1.95	153,970	12,831	第12段階	合計所得金額が1,000万円以上	1.95	153,970	12,831	0	217

注) 判定所得金額：課税年金収入額と合計所得金額の合計

保険料率の()内の数字は低所得者の保険料軽減強化として、保険料の軽減を行っているもので、令和3年度以降も軽減は継続されることを想定している(県から確認)